

様式第 5

表明・確約書

年 月 日

愛知県警察本部長 殿

氏名又は名称及び
代表者役職・氏名

私（当社又は当団体）は、次に掲げる者に該当せず、将来においても該当しないことを表明し、確約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、催告なしでこの契約が解除されても一切の意義を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合は、賠償及び補償を求めず、一切私（当社又は当団体）の責任とします。

- 1 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）
- 2 役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- 3 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 4 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 役員等又は使用人が、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記 1 から 4 までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 6 5 のほか役員等又は使用人が、上記 1 から 4 までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。